

基本的には、最短の公共交通機関が原則です。

#### 《医療費控除》

(医療費控除とは)

自己や自己と生計を一にする配偶者やその他親族のために医療費を支払った場合の一定の金額の所得控除

(手続き)

医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を所轄税務署長に対して提出

医療費の支出を証明する書類 例)『領収書』

→確定申告書に添付か提出時に提示する

(e-Tax で確定申告書を提出する方は、医療費の領収書等の記載内容を入力して送信することができます。この場合、税務署長は原則として確定申告期限から3年間、その入力内容の確認のためにこれらの書類の提出又は提示を求めることができる)

歯科治療における医療費控除；一般的に支出される水準を著しく超えると認められる特殊なものは医療費控除の対象になりません。現在、金やポーセレンは歯の治療材料として一般的に使用されているといえるので、医療費控除の対象

・審美目的でない場合を除く歯列矯正

・治療のための通院費も医療費控除の対象になります。小さいお子さんの通院の付添時、付添人の交通費も通院費に含まれます。通院費は、診察券などで通院した日を確認できるようにしておくとともに金額も記録しておくようにしてください。通院費として認められるのは、交通機関などを利用したときの人的役務の提供の対価ですから、自家用車で通院したときのガソリン代や駐車場代等といったものは対象になりません。

#### 《例》

昨年治療で入院した際遠方の為飛行機を使用しました。

(そこでしかその治療法をしていないので遠方から見える患者さんが多い病院)

1、航空券の控えなどがなければ交通費とは認められないのでしょうか

2、宿泊付きチケットとで行こうかと思っています。(その方がチケットだけ買うより断然安いので) 宿泊費は交通費にはならないのはわかるのですが、こういった場合飛行機代は幾らと計算すればいいのでしょうか

→

昨日税務署に確定申告に行き、何とか提出してきました。

その病院のHPをコピーしていったところ特に指摘されることありませんでした。(それよりも保険金の補填の金額の方が細かく言われましたが)

税務署員によって対応がかなり対応が違ふと聞くので経験者から聞いてみようかと思ったのですが、さほどのさく言われなくてホッとしました。

・医療費控除には、交通費(飛行機代、高速代など)は、控除の対象になりますか?

→ 妻の出産地までの飛行機代は対象にできました。

ただし到着日と同日の、産院の領収書があるほうがよいと指導を受けた覚ある眼科のHPより。飛行機+ホテル代も医療費控除の対象とのこと

<http://www.sasakieye-cl.com/access.html>